

今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る 調整運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運營業務委託

(2) 業務の目的

亀老山展望公園において、キッチンカー等による飲食物等を販売することにより、来園者の満足度向上に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 履行場所

今治市亀老山展望公園内の維持管理課が指定する場所

2 委託料

0円（消費税および地方消費税を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。なお、公募型プロポーザルによるときは、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 市税等において未納がない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 公告日から契約締結の間において、今治市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づき、指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

(5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

- (6) 応募書類提出時点において参加資格要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

5 担当部署

今治市役所

建設部維持管理課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1561

FAX：0898-32-5220

E-MAIL：ijikanri@imabari-city.jp

6 スケジュール

公告	令和8年10月15日（木）
質問受付締切	令和8年10月22日（木）午後5時15分必着
質問回答	令和8年10月30日（金）までに
参加表明受付締切	令和8年11月16日（月）午後5時15分必着
書類審査（参加資格要件）	令和8年11月17日（火）
参加資格審査結果通知	令和8年11月20日（金）
企画提案書等受付締切	令和8年12月8日（火）午後5時15分必着
第1次審査	令和8年12月10日（木）（予定）
第2次審査（最終審査）	令和8年12月17日（木）（予定）
結果通知	令和8年12月24日（木）（予定）
契約締結	令和9年1月4日（月）以降（予定）
業務開始	令和9年1月4日（月）以降（予定）

7 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

8 実施要領等の配布

今治市役所のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/ijikanri/proposal/01/>

9 参加表明

(1) 提出期間

令和8年10月15日（木）から令和8年11月16日（月）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 実績調書（様式第3号）
- エ 今治市税完納証明書（原本）
- オ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）
- カ 登記事項証明書（法人の場合）（原本）
- キ 印鑑登録証明書（原本）

なお、当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、エ～キの書類について、これを省略することができる。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとする。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和8年11月20日（金）までに通知します。

10 説明会

説明会は開催しません。

11 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

令和8年10月15日（木）から令和8年10月22日（木）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

イ 提出場所

前記 5 「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問票（様式第 6 号）を持参又は電子メールにより提出することとします。（電子メールの場合には着信を確認してください。）

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

（2） 回答

令和 8 年10月30日（金）午後 5 時15分までに前記 8 「実施要領等の配布」に記載のホームページに質問及び回答を掲載いたします。

12 企画提案書の提出

（1） 提出期間

令和 8 年10月15日（木）から令和 8 年12月 8 日（火）午後 5 時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

（2） 提出場所

前記 5 「担当部署」

（3） 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 7 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 実施体制予定表（様式第 8 号）

（4） 企画提案書作成要領

ア 企画提案書はA4判で作成してください。

イ 仕様書等に沿って、企画提案書を作成してください。

ウ 本業務の実施方針、運営方法及び公園利用者のサービス向上に関する提案を記載してください。

（5） 提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 6 部

（6） 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が確認できる方法に限る。）により提出してください。

（7） 留意事項

ア 提案内容は実現可能な内容としてください。

イ 提案内容は、本業務の実施に当たり履行すべき内容として取り扱うものとします。

ウ 提出後の書類の差替え、追加及び削除は認めません。ただし、市が必要と認める場合は除きます。

エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

オ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とします。

カ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

キ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

13 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第 9 号）を前記 5「担当部署」に持参又は郵送にて提出してください。

14 選定方法

選定は、今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運營業務委託プロポーザル選定委員会が行い、前記 7「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

（1）第 1 次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

（2）第 2 次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第 1 次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記 7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点者が複数ある場合は、「企画提案力」の得点が高い者を上位とし、なお同点の場合は選定委員会の協議により決定します。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

（3）参加者が 1 者の場合は、今治市亀老山展望公園キッチンカー等出店事業に係る調整運營業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。
- (5) 審査に対する異議申し立ては、受け付けません。

15 選定結果

選定結果は、書面により参加者全員に通知します。

16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した事業者を選定するために実施するものであり、契約内容については、企画提案書等に記載された内容を基本として、本市と契約候補者との協議により決定するものとします。

(1) 仕様等の確定について

事業担当課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全ての内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において提案内容の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。

(2) 契約内容の決定について

契約内容は、企画提案内容を基に本市と協議の上決定するものとします。

(3) 契約の締結

契約候補者は、本市と本業務に係る契約を締結するものとします。

17 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

18 情報公開

- (1) 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。
- (2) 次に掲げる事項について、今治市ホームページ等において公表します。
 - ア 業務名
 - イ 履行期間
 - ウ 選定した契約候補者の名称
 - エ 選定の経緯及び結果

オ 担当課の名称

19 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

20 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法その他の条件に適合しない場合
- (4) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (5) 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (7) 暴力団その他反社会的勢力との関係を有することが判明した場合
- (8) 企画提案書の提出後に参加資格要件を欠くこととなった場合

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
- (2) 契約候補者は、本市との協議を経て契約を締結するものとします。
- (3) プロポーザル選定委員会の委員及びその利害関係者は、本プロポーザルに参加することができません。
- (4) 企画提案書等に記載した業務実施体制は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの今治市の了承を得なければなりません。
- (5) 本実施要領に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定するものとします。